

別紙 4 審査基準

区分	評価項目	評価における観点	配点
1. 実施体制	(1) 業務実施体制	①本システムの導入及び導入後の安定稼働を維持するための運用・保守体制（人員、専門知識・技術の有識者・経験者の配置など）が、十分に整備されているか。	20
	(2) 導入実績	①過去3年以内における他自治体への本システム導入の規模や要件に合致する事例を複数有しているか。	10
	(3) リスク管理	①個人情報保護、機密保持及び情報漏洩に対する安全対策や体制等の対策が十分にとられているか。	10
2. 運用・保守体制	(1) ヘルプデスクの体制	①本システムに関する問い合わせに対して、一元的に速やかに対応できる包括的な体制を構築しているか。	20
	(2) 操作研修実施体制	①初期導入時や本稼働後において、十分な研修プログラムが実施できるか。	10
		②職員異動などに伴う追加研修のニーズに対応できる、継続的な研修体制を構築しているか。	
	(3) 安全対策	①情報管理及び作業管理のすべてにおけるセキュリティ体制の構築について、具体的に示されているか。	10
		②データバックアップなどデータ保護対策が提案されているか。	
3. システム性能	(1) 提案システムの内容	①児童家庭相談の業務遂行にあたり、わかりやすいシステムの構成になっているか。	10
	(2) 機能要件実装状況	①本市が示すシステム機能要件が実装されているか。	30
		②業務に必要な帳票や統計資料の出力が可能であるか。	
	(3) システム操作性	①入力操作など職員の作業負担軽減が図れる機能を有しているか。	10
	(4) システム拡張性	①今後の法改正等や将来的な事業拡大の際に対応できるような、柔軟な設計を備えているか。	10
	(5) その他	①上記の記載以外で本業務に活用できる有効な機能があるか。	10
4. 構築技術	(1) 既存データ移行	①既存データの移行について、スケジュールや移行方法などの提案がされているか。	10
	(2) 構築スケジュール	①作業ごとの日程、工程、内容、担当、役割分担等が明確に提示されているか。	10
		②職員の作業負担を軽減する工夫がされているか。	
5. 価格	(1) 提案価格	導入価格の提案価格（消費税及び地方消費税を含む）について記載してください。 算定式：80/3*(1-(提案価格/提案見積限度額))+12 ※小数点以下切り捨てとし、上限20点、限度額超過は0点とし、失格とする。	20
		保守価格の提案価格（消費税及び地方消費税を含む）について記載してください。 算定式：40/3*(1-(提案価格/提案見積限度額))+6 ※小数点以下切り捨てとし、上限10点、限度額超過は0点とし、失格とする。	10
合計点			200
最低水準点			120
【特記事項】	・評価の基本は、その記載内容により以下により配点するものとする。 ◎…配点×1.0、○…配点×0.6、×…配点×0の3段階で評価 ※◎は具体的な記載等あり、○は一般的な記載等あり、×は記載なし等 ・当該評価項目に関係のない記載については評価しない。 ・取得評価点数の計が最低水準点未満の提案事業者は、受託候補者とはしない。		